

令和2年12月16日

令和2年千葉市教育委員会会議第12回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

千葉市教育委員会会議第12回定例会議事日程

令和2年12月16日(水)
午後2時00分開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 会議録の承認
- 5 議事日程の決定
- 6 報告事項
 - (1) 令和2年第4回千葉市議会定例会について …… 1
[総務課]
- 7 臨時代理報告
 - 報告第11号 千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正につ
いて …… 3
[教育給与課]
 - 報告第12号 教職員の人事について …… 7
[教育職員課]
- 8 その他
- 9 閉 会

報告事項 (1)

令和2年第4回千葉市議会定例会について

教育総務部総務課

1 会 期 11月26日～12月15日

12月 1日	議案質疑
12月 2日	教育未来委員会
12月 4日 ～ 7日	代表質問
12月 8日 ～ 14日	一般質問
12月15日	委員長報告、討論、採決

2 提出議案の審議状況

(1) 令和2年度千葉市一般会計補正予算(第8号) 【令和2年教委議案第97号】

(2) 指定管理者の指定について(千葉市生涯学習センター)

【令和2年教委議案第96号】

※(1)、(2)については教育未来委員会の審査を経て12月15日の本会議において可決された。

3 議案質疑・代表質問・一般質問

(1) 議案質疑(現に議題となっている事件について、議案に係る提案理由説明を受けた後、討論、採決に入る前に、その疑義を質すために行う発言)

2人から通告があり、いずれも教育委員会に関する質問を行った。

(2) 代表質問(議員が会派を代表し、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言)

4会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な項目
- ・日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒への教育の充実について
 - ・学習指導要領の改訂について
 - ・小中学校における外国人講師を活用した英語教育について
 - ・小学校の水泳学習における民間スイミングスクール活用について
 - ・公民館の管理運営について
 - ・多様な学びの場の確保について
 - ・学校施設の環境整備について
 - ・生涯学習とICT化について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策について
 - ・GIGAスクールについて

(3) 一般質問(議員個人が、本市の行政全般にわたり、執行部に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質す発言)

25人から通告があり、うち11人が教育委員会に関する質問を行った。

- ※主な項目
- ・不登校対策と特別支援教育の充実について
 - ・千葉市郷土博物館について
 - ・学校のトイレについて
 - ・平和啓発について
 - ・多様性ある共生社会の実現に向けた教育について
 - ・介護保険について

- ・市立稲毛高等学校・附属中学校について
- ・住みよい花見川区について
- ・20人学級実現に向けて
- ・化学物質過敏症といわゆる香害について
- ・公立夜間中学の設置について
- ・不登校児童生徒への支援について
- ・学校教育におけるSDGsについて
- ・平和教育について
- ・ICT教育について
- ・不祥事防止策について
- ・キャリア教育について
- ・防災について
- ・人事行政について
- ・口腔保健行政について
- ・薬学の専門知識の市政への反映状況について

4 請願の審査

(1) 請願第5号 千葉市の教育に関する請願

※教育未来委員会の審査を経て、12月15日の本会議において、不採択とされた。

報告第11号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出ることについて、次のとおり臨時代理により処理したので報告する。

令和2年12月16日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

千葉市条例第 号

千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(千葉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の給与に関する条例(昭和26年千葉市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年千葉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年千葉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

~~~~~

## 報 告 説 明

人事委員会の勧告に基づき、教育職等の職員の給与を改定するため、千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

報告第12号

教職員の人事について

令和2年12月4日付け教職員の人事発令について、次のとおり  
臨時代理により処理したので報告する。

令和2年12月16日提出

千葉市教育委員会教育長 磯野和美

[副校長・教頭]

千葉市立寒川小学校教頭 奈良容平

(教育総務部企画課指導主事)



# 人 事 発 令

令和2年12月4日付  
教育総務部教育職員課

[副校長・教頭]  
千葉市立寒川小学校教頭

奈良 容平

(教育総務部企画課指導主事)

~~~~~

報 告 説 明

教職員の人事について、千葉市教育委員会組織規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

令和2年12月16日

令和2年千葉市教育委員会会議第12定例会

[参考資料]

報告第11号関係・・・・・・・・・・・・・・ 1

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

教育総務部教育給与課

1 改正趣旨

本年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、一般職の常勤職員の期末手当を引き下げるほか、特別職の職員及び会計年度任用職員の期末手当についても引き下げる改正を行うよう、市長に申し出るもの

2 改正内容

(1) 一般職の常勤職員の期末手当の引下げ

令和2年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる(再任用職員を除く)。

定年前の職員 年間支給月数 4.5月→4.45月

		一般の職員			管理職員		
		令和2年度		令和3年度	令和2年度		令和3年度
		改正前	改正後		改正前	改正後	
6月期	期末手当	1.3月	1.3月	1.275月	1.1月	1.1月	1.075月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.95月	1.15月	1.15月	1.15月
小計		2.25月	2.25月	2.225月	2.25月	2.25月	2.225月
12月期	期末手当	1.3月	1.25月	1.275月	1.1月	1.05月	1.075月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.95月	1.15月	1.15月	1.15月
小計		2.25月	2.2月	2.225月	2.25月	2.2月	2.225月
合計		4.5月	4.45月	4.45月	4.5月	4.45月	4.45月

特定任期付職員(年間支給月数 3.4月→3.35月)

		令和2年度		令和3年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	1.70月	1.70月	1.675月
12月期	期末手当	1.70月	1.65月	1.675月
合計		3.4月	3.35月	3.35月

(2) 特別職の期末手当の引下げ

令和2年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げる。

年間支給月数 4.5月→4.45月

		令和2年度		令和3年度
		改正前	改正後	
6月期	期末手当	2.25月	2.25月	2.225月
12月期	期末手当	2.25月	2.2月	2.225月
合計		4.5月	4.45月	4.45月

(3) 会計年度任用職員の期末手当の引下げ

期末手当を年間で0.05月分引き下げる。

※会計年度任用職員については、令和3年度からの改正とする。

年間支給月数 2.6月→2.55月

		令和2年度 (改正前)	令和3年度 (改正後)
6月期	期末手当	1.3月	1.275月
12月期	期末手当	1.3月	1.275月
合計		2.6月	2.55月

3 施行年月日

(1) 令和2年12月期の期末手当の改正

令和2年12月1日

(2) 令和3年以降の期末手当及び会計年度任用職員の期末手当の改正

令和3年4月1日

新旧対照表（千葉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

（千葉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第19条の5（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第19条の5（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下（略）</p>

第2条 千葉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条～第19条の5 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。) にあっては <u>100分の105</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第19条の5 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第20条の4第2項において「特定管理職員」という。) にあっては <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とし、特定任期付職員に対する同項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（給与の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下（略）</p>

第4条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市の一般職の職員の例により、市長等に対しては通勤手当及び期末手当を支給する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替え、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3」級以上であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」とあるのは「市長等」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

(千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部改正)

第5条 千葉市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例(令和元年千葉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1条～第19条(略) (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 以下(略)	第1条～第19条(略) (期末手当) 第20条(略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30 以下(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

令和2年教育委員会会議第12回定例会出席者(第一・第二会議室)

